

福井県立大学海外留学派遣制度補助金取扱要綱

令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 学長は、学生の学力の向上と国際感覚の育成を図るため、本学に在籍する学生が外国における研修等に参加する際の経費に対し、この要領の定めることにより予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の交付)

第2条 海外留学派遣制度補助金(以下「補助金」という。)は、本学が別表1で定める外国の大学等(以下、「指定大学」という。)において実施している研修(以下「海外研修」という。)に参加する学生に対し、別表2で定める補助対象および補助基準に基づき交付するものとする。ただし、私費外国人留学生在が当該留学生の母語と同じ言語を用いる国または地域へ海外研修する場合は対象外とする。

(補助金の交付決定)

第3条 海外研修に参加することが決定した学生は、補助金交付申請書(様式第1-1号)を提出するものとする。

2 自主的な研修に参加する学生で、補助金の交付を希望する場合は、事前に研修の概要が分かる資料を提出して本学の審査を受け、その承認を得た場合は補助金交付申請書(様式第1-1号)を提出するものとする。

3 学長は、提出された補助金交付申請書に基づき、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2-1号)により通知することとする。

4 海外研修の補助金概算払いを希望する学生は補助金概算払交付申請書(様式第1-2号)と保証人承諾書を提出するものとする。ただし授業料の滞納がない者に限る。

5 学長は、提出された補助金概算払交付申請書に基づき、補助金の概算払交付を決定し、補助金概算払交付決定通知書(様式第2-2号)により通知することとする。

(実績報告書の提出等)

第4条 研修に参加した学生は、帰国後速やかに、参加した研修機関等が発行する修了を証する書類および交付対象経費に関する領収書等を添えて、海外研修実績報告書(様式第3号)を学長に提出しなければならない。概算払いを受けた学生はこれを精算申請とする。

2 研修に参加した学生は、研修報告会に参加し、大学広報行事等に協力するものとする。

(補助金の交付)

第5条 学長は、提出された書類を基に参加学生の研修報告会参加後、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第4号)により通知することとする。

2 前項の通知を受けた学生は、1週間以内に補助金請求書(様式第5-1号)を国際・留学支援課に提出するものとする。

3 第3条4項の通知を受けた学生は、1週間以内に、補助金概算払請求書(様式第5-2号)を国際・留学支援課に提出するものとする。

(補助金の交付取消し)

第6条 補助金の交付を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当した場合、補助金の交付を取り消すものとする。補助金概算払を受けた者については交付を取消し、保証人に対して補助金全額の返還請求を行う。

(1) 研修で義務付けられている授業の履修を修了しないとき

(2) 研修の成果が得られないと判断されたとき

(3) 出発前に研修を辞退するとき

(4) 学生の都合により途中帰国するとき

(5) 研修先から受け入れの継続を拒否されたとき

(6) その他教員または事務局が補助金の交付を不相当と認めたとき

(委任)

第7条 この要領に規定するもののほか、海外留学派遣制度の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年12月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年12月20日から施行する。

附 則
この要領は、平成27年1月16日から施行する。

附 則
この要領は、平成28年7月8日から施行する。

附 則
この要領は、平成29年1月10日から施行する。

附 則
この要領は、平成30年4月16日から施行する。

附 則
この要領は、平成30年7月10日から施行する。

附 則
この要領は、平成31年4月16日から施行する。

附 則
この要領は、令和元年8月7日から施行する。

附 則
この要領は、令和2年9月11日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症対策に伴う措置)

当分の間、海外研修については、指定大学が実施するオンライン講座等も含めるものとする。別表2に定める補助対象学年以外の学生については、大学が認める場合に限り補助対象者とみなすこととする。

附 則
この要領は、令和3年1月13日から施行する。

附 則
この要領は、令和3年3月23日から施行する。

附 則
この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表1(第2条関係)

研修	大学等
短期海外研修(本学が実施する1か月程度の英語・中国語研修)	<ul style="list-style-type: none">・台湾 高雄科技大学・台湾 台中科技大学・台湾 宜蘭大学・中国 浙江工商大学・イギリス チェスターカレッジ・オーストラリア クイーンズランド大学・オーストラリア ボンド大学附属英語学校・オーストラリア フリンダース大学・オーストラリア クイーンズランド工科大学 QUT カレッジ・アメリカ ELS ランゲージセンタース (全米各地:個人研修)・アメリカ ハワイ大学・カナダ ELS バンクーバー シティセンター
長期海外研修(半年(1学期)または1年(2学期)程度の研修)	学術交流協定校
学術交流協定校等が実施する短期海外研修(原則2週間以上の研修)	
単位認定協定の締結校(半年(1学期)または1年(2学期)程度の研修)	単位認定協定締結校
海外ボランティア研修等の学生による自主的な研修(原則2週間以上の研修)	本学が認める研修先 (自主的な研修ができるプログラムを実施する機関)

別表2(第2条関係)

補助対象			補助基準
研修	学生	経費	
短期海外研修 (本学が実施する1か月程度の英語・中国語研修)	学部 2年次生以上 ただしオンラインプログラムを春に実施の場合は学部1年次生以上も対象とする	①本学または自宅から指定大学の所在地との間の運賃(海外旅行保険費用を含む) ②授業を履修するために指定大学等に納付する経費 ③ビザ取得に要する経費 ④宿舍等借り上げに要する経費(生活費は除く) (補助金の支給は原則精算払いとし、希望者には概算払いを行う)	英語研修: 補助対象経費の1/2 (ただし20万円を限度とする)
			中国語研修: 補助対象経費の1/2 (ただし15万円を限度とする)
短期海外研修(本学が実施する1か月程度の英語研修)	成績優秀者 5名	①本学または自宅から指定大学の所在地との間の運賃(海外旅行保険費用を含む) ②授業を履修するために指定大学等に納付する経費 ③ビザ取得に要する経費 ④宿舍等借り上げに要する経費(生活費は除く)	英語研修: 補助対象経費の1/4(ただし10万円を限度とする)を追加支給
長期海外研修 (半年(1学期)または1年(2学期)程度の研修)	学部 2年次生以上	①本学または自宅から指定大学の所在地との間の運賃(海外旅行保険費用を含む) ②授業を履修するために指定大学等に納付する経費 ③ビザ取得に要する経費 ④宿舍等借り上げに要する経費(生活費は除く)	補助対象経費の1/2 (ただし30万円を限度とする)
学術交流協定校等が実施する短期海外研修 (原則2週間以上の研修)	学部生 大学院生	学術交流協定校等が実施する短期海外研修の参加費 (補助金の支給は原則精算払いとし、希望者には概算払いを行う)	補助対象経費の1/2 (ただしアジア圏は10万円、それ以外の地域は15万円を限度とする)
単位認定長期海外研修 (半年(1学期)または1年(2学期)程度の研修)	学部 2年次生以上	①本学または自宅から指定大学の所在地との間の運賃(海外旅行保険費用を含む) ②授業を履修するために指定大学等に納付する経費 ③ビザ取得に要する経費 ④宿舍等借り上げに要する経費(生活費は除く)	補助対象経費の1/2 (ただし6か月間までは25万円、1年間までは50万円を限度とする)
海外ボランティア研修等の学生による自主的な研修(原則2週間以上の研修)	学部生 大学院生	本学または自宅から研修先までの往復渡航費	補助対象経費の1/2 (ただしアジア圏は5万円、それ以外の地域は10万円を限度とする)